

わっから

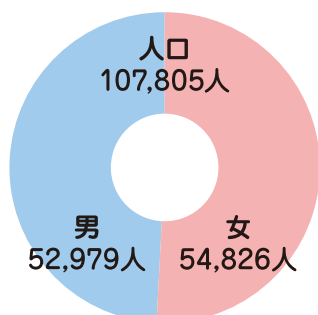


たくさんトマト
とれるといいな

幼児療育センター

管内の人口と世帯数

(令和6年4月1日現在)



目次





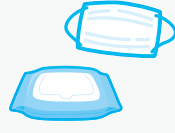

もとす広域連合組織体制	2
令和5年度情報公開・個人情報保護実施状況	2
衛生施設	3
介護保険料について	4
介護保険負担限度額認定証の更新について	5
療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所)	6
老人福祉施設大和園	7
地域包括支援センター	8
会計年度任用職員募集	8

衛生施設からのお願い

トイレにトイレットペーパー以外のものを流すと、施設の配管詰まりや機械の故障が発生し、受け入れができなくなることがあります。
みなさまのご協力をお願いします。



トイレットペーパー以外とは？

- 布類 … タオル、下着類など 
- ビニール、プラスチック類 … 浣腸の容器、ビニール袋など 
- 水に溶けない紙類 … ウェットティッシュ、マスク、おむつ、生理用品など
- 油類 … 食用油、灯油など 
- その他 … たばこの吸い殻、ガムなど   

施設で処理をして放流される水(放流水)の水質検査の結果

令和5年度 放流水質検査結果一覧表

(令和5年4月～令和6年3月)

項目	単位	規制値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 平均値
検査日	—	—	27日	31日	29日	27日	30日	28日	26日	30日	21日	31日	29日	28日	
天気	—	—	晴	曇	曇	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴	曇	曇	
気温	℃	—	18	23	24	32	31	29	19	9	6	6	4	10	17.6
水温	℃	—	22.3	24.8	25.5	28.6	28.5	26.8	23.2	18.0	17.9	16.3	14.0	18.9	22.1
pH	—	5.8~8.6	7.0	6.7	6.9	6.8	7.2	7.0	7.0	7.1	6.8	6.7	6.6	7.0	6.9
BOD	mg/ℓ	20mg/ℓ以下	4.3	0.7	3.4	2.7	8.0	1.2	2.8	1.3	0.2	0.1	0.2	2.6	2.3
COD	mg/ℓ	30mg/ℓ以下	7.6	2.9	7.2	10.4	12.8	4.4	8.4	6.8	10.4	8.4	10.4	12.0	8.5
SS	mg/ℓ	70mg/ℓ以下	0	0	3	0	0	0	0	0	5	0	3	0	1
大腸菌群数	個/cm ³	3,000個/cm ³	0	7	0	6	1	2	1	0	0	0	0	2	1.6
COD負荷量	kg/日	34.7kg/日以下	1.97	3.02	1.70	3.32	2.26	1.44	1.19	1.87	1.72	2.02	1.84	3.23	2.13
T-N負荷量	kg/日	34.7kg/日以下	0.28	0.58	0.21	0.63	0.59	0.54	0.32	0.50	0.50	0.63	0.39	0.43	0.47
T-P負荷量	kg/日	3.5kg/日以下	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.004	0.002	0.000	0.000	0.001
放流量	m ³ /日	—	235.2	329.1	230.8	311.9	240.2	256.0	201.4	303.1	255.4	329.5	266.0	324.0	273.6

廃棄物処理法、水質汚濁防止法および第9次伊勢湾水質総量規制に係る8項目(○印)については、全項目をクリアしており、環境保全には十分に配慮しています。また、適正に処理された水は天王川に放流しています。

衛生施設 〒501-0215 瑞穂市生津天王東町2-57 電話 058-326-3627

65歳以上の人の介護保険料が 7月に決まります

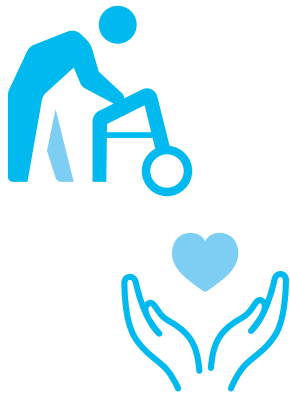
《介護保険料について》

介護保険制度は、みなさんの保険料と国・県・市・町の公費によって賄われています。そのため、介護保険料は、全体のサービス利用量が多くなれば高くなり、少なくなれば低くなります。今年度の年間介護保険料は下表のとおりです。介護保険料は、住民税の課税状況、課税年金収入額および所得金額などに応じて、13段階に分かれています。なお、第1段階から第3段階の保険料の軽減は、令和6年度も引き続き実施されます。

《納付方法》

介護保険料の納め方には次の2通りがあります。

- ① 特別徴収（年金からの天引き）
年金の受給額が年額18万円以上の人は、年金受給時に年金から天引き（年6回）されます。
- ② 普通徴収（納付書・口座振替）
年金の受給額が年額18万円未満の人、65歳になって間もない



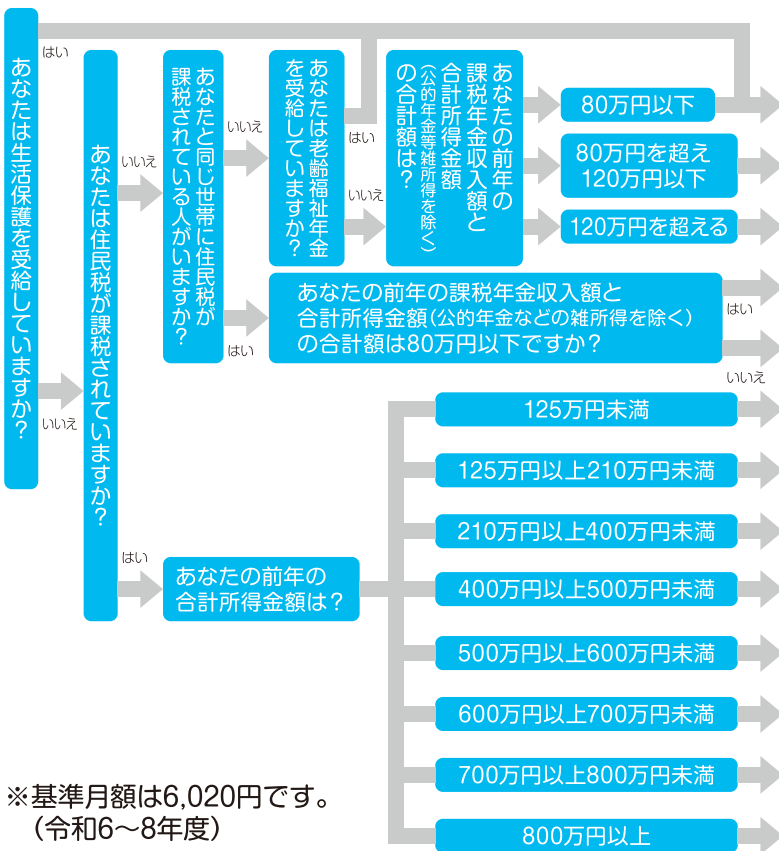
人、他の市区町村から転入してきた人などは、納付書または口座振替で納めていただきます。特別徴収・普通徴収のいずれの人にも、7月中旬に「介護保険料納入通知書」を送付し、令和6年度の介護保険料をお知らせします。

普通徴収により納付書でお支払いをされる人につきましては、「介護保険料納入通知書」に納付書が同封されています。納付書については、納め忘れ・納める手間のない、口座振替をお勧めしています。

介護保険制度にご理解いただき、納期限までに介護保険料を納めていただくよう、願います。

あなたの介護保険料は？

保険料は、所得段階に応じて決められます。



段階	保険料率	年間保険料 (12ヶ月分)
第1段階	基準額×0.285 (軽減前 0.455)	20,500円 (32,800円)
第2段階	基準額×0.385 (軽減前 0.585)	27,800円 (42,200円)
第3段階	基準額×0.685 (軽減前 0.690)	49,400円 (49,800円)
第4段階	基準額×0.90	65,000円
第5段階	基準額	72,200円
第6段階	基準額×1.15	83,000円
第7段階	基準額×1.25	90,300円
第8段階	基準額×1.50	108,300円
第9段階	基準額×1.75	126,400円
第10段階	基準額×1.90	137,200円
第11段階	基準額×2.00	144,400円
第12段階	基準額×2.10	151,700円
第13段階	基準額×2.20	158,900円

※基準月額6,020円です。
(令和6~8年度)

※1 第1~3段階の保険料は公費による軽減後の金額です。
 ※2 表中記載の合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を適用した後の金額を用います。また、第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を除いた金額を用います。

介護保険負担限度額認定証の 交付を受けている人へ

介護保険負担限度額 認定証の更新のお知らせ

現在、お持ちの介護保険負担限度額認定証は、有効期限が令和6年7月31日までとなっております。

引き続き認定が必要な人は、改めて申請が必要です。すでに介護保険負担限度額認定証をお持ちの人には、6月中に「更新のお知らせ」をお送りします。「更新のお知らせ」に同封している申請書類など（左記の必要な書類参照）に必要な事項をご記入のうえ、もとす広域連合または各市町の介護保険担当課窓口へ提出してください。

◆ご注意

令和6年8月末日までに申請し、認定された人には令和6年8月1日から有効となる「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

◆必要な書類

【もとす広域連合から送付するもの】

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 同意書

【ご自身で用意いただくもの】

- ③ 預貯金などが確認できる書類の写し
（配偶者がいる場合は、夫婦2人分の写し）
 - ④ 非課税証明書
- （配偶者が管外市区町村にいる場合のみ）

介護保険負担限度額認定証とは

所得の低い人が施設サービスやショートステイの利用をするときに、食費・部屋代の軽減を受けるためのものです。

負担限度額認定の判定要件

利用者負担段階	◆所得要件	◆資産要件 預貯金などの上限額
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	単身：650万円 夫婦：1,650万円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身：550万円 夫婦：1,550万円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	単身：500万円 夫婦：1,500万円

【問い合わせ先】

☎058-320-2220

介護保険課 保険係

令和5年度

介護サービス等 調査委員会運営状況の公表

もとす広域連合介護サービス等調査委員会設置条例第14条第1項の規定に基づき、令和5年度の運営状況についてお知らせします。

- 申立ての受付件数（苦情の概要）：0件
- 申立ての処理状況：……………0件

この委員会は介護保険に関する苦情などを公正かつ迅速に処理し、介護保険制度を適正に運営できるように設置された第三者機関です。介護サービスにおける苦情などがあれば、遠慮なくご相談ください。

【問い合わせ先】

☎058-320-2220
介護保険課 保険係



こんにちは。幼児療育センターです。

令和6年度障害福祉サービスなどの制度改正に伴い、幼児療育センターで提供するサービス内容などが変更になりました。今まで以上に、保護者の人やお子さんのニーズに添った支援が提供できるよう努めてまいります。

幼児療育センター

以下の2つの事務所の営業時間に変更になりました。

【旧】9:00～17:00 ⇒ 【新】8:30～17:15

対応時間が拡大されました。心配事などありましたら、まずは電話でお問い合わせください。

相談支援事業所

- 相談支援事業所では、お子さんの発達についての相談に応じます。お子さんと一緒に相談へお越しください。



TEL.058-323-0584

(相談は無料ですが、事前の予約が必要です。)



発達支援事業所

- サービス提供時間に変更になりました。

1単位 8:50～10:30 3単位 13:20～15:00
2単位 10:30～12:10 4単位 15:00～16:40

- お子さんの様子に合わせて様々な療育内容を提供しています。

【グループ療育】

グループの中で認められる経験を積み、他児と活動を共にすることで、うまく関われたという達成感や他児と関わる事の楽しさを知り、自己肯定感が高まるよう支援します。

【個別療育】

個々の興味や関心を手掛かりに、それぞれの特性にアプローチし、達成感を積み重ねられるよう支援します。

【未就園児療育】

大人との関わりの中で、愛着関係を育てると共に、発達全体にアプローチしていきます。保護者の人のお話にも耳を傾け、子育てに対する自信をつけてもらえるように支援します。

【親子療育】

お子さんの興味関心を手掛かりに、お子さん、保護者、支援者の3者で活動することで、親子が相互に充足した時間を過ごし、それぞれの自己肯定感を高めていけるよう支援します。

2024 8月							2024 9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30					

診療日をお間違えないようにお願いします。●…診療日



お願い

発熱の人に関しましては予約診療となりますので、必ず電話で受付をしてお越しください。

※受診時は医療保険証をお持ちください。
※薬は原則、当日分のみの処方となります。

※当番医につきましては、もとず医師会ホームページを参照してください。

●電話 / 058-3233-0523 (診療日・時間のみ)

●診療日 / 日曜日、祝日、8月15日

●場所 / 北方町北方3219-25 (北方警察署東隣)

●診療時間 / 午前9時～正午

(受付は午後3時30分まで)

●診療科目 / 内科、小児科

●診療時間 / 午後1時～4時

(受付は午前11時30分まで)

休日急患診療所のご案内

大和園 特別養護老人ホーム入所までの流れ

入所申込み



入所判定会



入所の
順番が決定



事前面接



入 所

●入所申込書および状況調査票を記入して 大和園に提出

- ・入所申込書はご家族、状況調査票は介護支援専門員の方に記載をお願いします。
- ・入所申込書はもとす広域連合のホームページの申請書類ダウンロードページにあります。(直接施設に問い合わせいただいても結構です)

■相談窓口■〈担当:郷〉0581-34-2555



●年に3回開催(2・6・10月)

- ・判定会の委員には外部の有識者の人にも参加していただいています。
- ・開催月の前々月までに入所申込書の提出をお願いします。
- ・状況に応じて臨時に開催することがあります。
- ・緊急性の高い方が優先となるため、必ず順番が決定するわけではありません。



●入所の準備

- ・入所の順番が近くなりましたら、連絡させていただき、直近のご様子やご要望などの確認をさせていただきます。



●契約

- ・担当職員から連絡があります。入所についての説明をさせていただきますと契約となります。



特別養護老人ホーム入所に関するよくあるご質問

Q 「大和園は入所待ちの人数が多くて入所できない」と聞きますがどのくらいかかりますか？

A 現在は申し込みをされた後、入所判定会にて順番が決まれば、平均半年程度で入所できます。
※入所状況に応じて期間は変動するため、目安の期間となります。

Q 入所費用はいくらかかりますか？

A (例)要介護度4、4人部屋、1割負担の人の場合で、およそ10万円です。所得などに応じて費用負担が軽減される制度もありますので、詳細は大和園にお問い合わせください。

Q 胃ろうの人でも入所できますか？

A 入所できます。ただし、状態によっては相談させていただく場合もあります。

ご家族を介護している皆様へ

高齢の人、お仕事をされている人、学校に通っている人、子育て中の人…。いろいろな環境での介護の形がありますが、どんな介護でもがんばり過ぎは禁物です。介護は終わりが見えないため、自分で全部やろうとせず、周囲に協力を求めたり利用できる制度やサービスをうまく活用していくことが重要です。

介護負担を軽減するための工夫例

- デイサービスやショートステイなどを活用することで、自分の時間を確保する。
- 住宅の改修や福祉用具の活用を行うことで、介護の負担を軽減する。
- 別居の家族・親族にも可能な範囲で協力を求める。
- ボランティアや事業者などによるサービスを活用して、介護保険では十分でない面を補う。
- 人とコミュニケーションを図る機会を作ることで、介護の悩みやストレスを抱え込まないようにする。



地域包括支援センターでは、介護保険に関する相談だけでなく、介護教室や介護者の集いの紹介などもしています。いつでもご相談ください。

《各市町の地域包括支援センター連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地(ココロかさなるCCNセンター内) 電話:058-327-4118/FAX:058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1(本巣市真正老人福祉センター内) 電話:058-324-5166/FAX:058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地(北方町役場内) 電話:058-323-5540/FAX:058-323-2114

～会計年度任用職員募集～

【職種ごとの募集人数】 若干名 【賞与】 勤務条件を満たした場合に年2回支給あり 【昇給】 人事評価により昇給あり 【保険】 要件を満たした場合に加入・補償
 【応募年齢】 不問 【休暇】 勤務条件に応じ有給休暇・その他休暇あり 【その他】 兼業の制限あり。詳細はお問い合わせください。※都合により募集を取りやめることがあります。

職種	勤務地	業務	資格要件など	報酬(別途、通勤手当相当額支給有)	勤務時間、日数など
① 療育指導員	幼児療育センター	幼児療育センターにおける療育指導	下記資格などをお持ちの方(1種類で可) 保育士、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、特別支援学校教諭免許、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	時給1,100円～1,338円 児童発達支援管理責任者研修修了者は1,406円	・履歴書に、「療育指導員A」または「療育指導員B」と明記してください。 【療育指導員A】週19時間(週3日)原則として【月曜日～金曜日】のうち(1日)8:30～12:30または13:00～17:00(2日)8:30～17:00 ※扶養の範囲で就労可。 【療育指導員B】週34時間(週5日)原則として【水曜日】8:30～12:30【月・火・木・金曜日】8:30～17:00
② 看護師	休日急患診療所	休日急患診療所における看護業務	看護師または准看護師	日額15,000円(1/2、1/3の勤務は22,500円)	休日急患診療所診療日(日曜日、祝日など)の中で、管理監督者が指示する日9:00～16:00
③ 受付事務		休日急患診療所の診療時間前の準備、窓口業務、診療時間後の残務整理	医療事務	日額12,300円(1/2、1/3の勤務は18,450円)	休日急患診療所診療日(日曜日、祝日など)の中で、管理監督者が指示する日8:30～16:30
④ 介護職員(準常勤)	老人福祉施設大和園	特別養護老人ホームの介護業務(夜勤あり)	介護福祉士 介護初任者研修修了者など	時給1,417円	週33時間45分(週により4日勤務、5日勤務あり) 【日勤】6:15～22:00のうち7時間30分 【夜勤】22:00～翌朝6:30または16:00～翌朝8:30

<問い合わせ・書類送付先>

①～③ 療育医療施設 幼児療育センター 総務係 TEL:058-323-0584 〒501-0471 本巣市政田500番地1
 ④ 老人福祉施設大和園 経営管理係 TEL:0581-34-2555 〒501-1205 本巣市曾井中島1156番地4

【試験日】 応募された人に後日通知します
 【応募書類】 履歴書、資格を証明する書類の写し
 【応募期限】 随時



瑞穂市・本巣市・北方町の医療機関・介護サービス事業所がインターネットから検索できます。
 【URL】 <https://carepro-navi.jp/motosukoiki>



発行/もとす広域連合 〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地 本巣市役所真正分庁舎内
 電話058-320-2266 FAX058-320-2265 <https://www.motosu-union.gifu.jp>